

第76回京都市都市計画審議会 会 議 録

日時 令和4年6月13日（月）午後4時～午後5時14分

場所 ホテルルビノ京都堀川 2階 「みやこの間」

京都市都市計画審議会事務局

1 議事事項

議 事 番 号	議 事 事 項	備 考	頁
計議第324号	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 用途地域の変更について （京都市決定）		2
計議第325号	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 高度地区の変更について （京都市決定）		5
計議第326号	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 一団地の住宅施設の変更について （京都市決定）	向島団地一団地の住宅 施設の廃止	14
計議第327号	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 地区計画の決定について （京都市決定）	向島ニュータウン地区地区 計画の決定	16

2 議事の概要

【計議第324号議案】 原案のとおり承認された。（賛成23名中20名）

【計議第325号議案】 原案のとおり承認された。（賛成23名中20名）

【計議第326号議案】 全員賛成により原案のとおり承認された。

【計議第327号議案】 原案のとおり承認された。（賛成23名中20名）

3 京都市都市計画審議会委員

- ・ 条例第2条第2項第1号委員

川崎	雅史	京都大学大学院教授	
兒島	宏尚	京都商工会議所専務理事	欠席
是永	美樹	京都女子大学准教授	
島田	洋子	京都大学大学院准教授	
谷本	圭子	立命館大学教授	欠席
檜谷	美恵子	京都府立大学教授	
牧	紀男	京都大学教授	欠席
三浦	研	京都大学大学院教授	欠席
宮川	邦博	公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター専務理事	
森重	幸子	京都美術工芸大学教授	
山田	忠史	京都大学大学院教授	
		京都大学経営管理大学院教授	

- ・ 条例第2条第2項第2号委員

下村	あきら	総務消防委員
西村	義直	文化環境委員
椋田	隆知	教育福祉委員
山本	恵一	まちづくり委員
かまの	敏徳	総務消防委員
西野	さち子	まちづくり委員
山田	こうじ	産業交通水道委員
青野	仁志	まちづくり委員
湯浅	光彦	教育福祉委員
小島	信太郎	文化環境委員
江村	理紗	産業交通水道委員
こうち	大輔	教育福祉委員

- ・ 条例第2条第2項第3号委員

豊口	佳之	国土交通省近畿地方整備局企画部長
(代理出席	岩本 雅也	京都国道事務所長)
濱田	禎	京都府建設交通部長
(代理出席	山之江 亨	建設交通部都市計画課長)
仲川	徹	京都府警察本部交通部長
(代理出席	村上 秀幸	交通規制官)

- ・ 条例第2条第2項第4号委員

田中	陽奈子	市民公募委員
渡辺	誠	市民公募委員

○川崎会長 それでは、ただいまから議案の審議に入ります。

お手元の議案書にございますように、本日市長から諮問を受けております案件は、四つの議案でございます。これからの会議運営につきまして、各委員の皆様の御協力をお願いいたします。

計 議 第 3 2 4 号
都 企 計 第 4 9 号
令 和 4 年 5 月 3 0 日

京都市都市計画審議会
会長 川崎 雅史 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）用途地域の
変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京 都 都 市 計 画（京 都 国 際 文 化 観 光 都 市 建 設 計 画）
用 途 地 域 の 変 更（京 都 市 決 定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積			建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域	約	148	ha	5/10 以下	3/10 以下	—	100 m ²	10m	1.0%
	約	896	ha	6/10 以下	4/10 以下	—	100 m ²	10m	6.0%
	約	2,003	ha	8/10 以下	5/10 以下	—	100 m ²	10m	13.4%
	約	496	ha	10/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	10m	3.3%
	小計	約	3,543	ha					23.7%
第二種低層住居専用地域	約	17	ha	8/10 以下	5/10 以下	—	100 m ²	10m	0.1%
	約	3 .7	ha	10/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	10m	0.0%
	小計	約	21	ha					0.1%
第一種中高層住居専用地域	約	94	ha	15/10 以下	5/10 以下	—	—	—	0.6%
	約	2,190	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	14.6%
	約	12	ha	30/10 以下	6/10 以下				0.1%
	小計	約	2,296	ha					15.3%
第二種中高層住居専用地域	約	678	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	4.5%
	約	35	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.2%
	小計	約	713	ha					4.7%
第一種住居地域	約	1,755	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	11.8%
	約	67	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.4%
	小計	約	1,822	ha					12.2%
第二種住居地域	約	1,034	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	6.9%
	約	234	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.6%
	小計	約	1,268	ha					8.5%
準住居地域	約	8 .0	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.1%
	約	96	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.6%
	小計	約	104	ha					0.7%
近隣商業地域	約	198	ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	1.3%
	約	766	ha	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	5.1%
	約	18	ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	0.1%
	小計	約	982	ha					6.5%
商業地域	約	16	ha	30/10 以下	—	—	—	—	0.1%
	約	484	ha	40/10 以下	—	—	—	—	3.2%
	約	60	ha	50/10 以下	—	—	—	—	0.4%
	約	273	ha	60/10 以下	—	—	—	—	1.8%
	約	191	ha	70/10 以下	—	—	—	—	1.3%
	小計	約	1024	ha					6.8%
準工業地域	約	1,671	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	11.2%
	約	156	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.0%
	約	26	ha	40/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.2%
	小計	約	1853	ha					12.4%
工業地域	約	921	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	6.1%
	約	175	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.2%
	約	190	ha	40/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.3%
	小計	約	1,286	ha					8.6%
工業専用地域	約	68	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.5%
合計	約	14,980	ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

(適用除外)

1 次の各号のいずれかに掲げる公共施設等の整備等（以下、「公共施設等の整備等」という。）が行われる際、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば前記の建築物の敷地面積の最低限度（以下、「最低敷地面積」という。）の規定に適合する土地若しくは建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 53 条の 2 第 3 項の規定により最低敷地面積の規定を適用しないこととされる土地で、公共施設等の整備等に伴い、面積が減少し、かつ、最低敷地面積の規定に適合しないものについては、面積減少後の土地についてその全部を一の敷地として使用し、又は公共施設等により分割された各々を一の敷地として使用する場合には、最低敷地面積の規定を適用しない。ただし、公共施設等の整備等が行われる際、既に最低敷地面積の規定に違反していた敷地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の規定に違反することとなる土地についてはこの限りではない。

(1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）又は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）による道路
ただし、都市計画法第 29 条の規定による許可を受けた開発行為に係るものを除く。

(2) 河川、水路その他の公共施設

(3) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）による都市公園

(4) 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の 3 第 4 項第 3 号に該当する通路

2 前項の規定は、公共施設等の整備等の後に、最低敷地面積の規定に適合するに至った建築物の敷地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の規定に適合するに至った土地については適用しない。

理 由

本都市計画は、まちびらきから 50 年近くが経過し、著しい人口減少や少子化、施設の老朽化などが進んでいる向島ニュータウン地区において、高度地区の変更及び地区計画の策定に合わせて用途地域を変更することにより、ゆとりある緑豊かな居住環境の魅力を継承しつつ、職と住が近接した、身近な地域で暮らしと営みを支える多様な機能の誘導を図り、持続可能なまちの実現を目指すものである。

なお、合わせて向島団地一団地の住宅施設の都市計画を廃止する。

計 議 第 3 2 5 号
都 企 計 第 5 0 号
令 和 4 年 5 月 3 0 日

京都市都市計画審議会
会長 川崎 雅史 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の
変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京 都 都 市 計 画（京 都 国 際 文 化 観 光 都 市 建 設 計 画）
高 度 地 区 の 変 更（京 都 市 決 定）

都市計画高度地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度	備 考
10m高度地区	約 3,563 ha	建築物の高さは、その最高限度を10メートル（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物（以下「塔屋等」という。）の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、10メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の全部並びに第一種中高層住居専用地域の一部
12m 第1種高度地区	約 387 ha	建築物の高さは、その最高限度を12メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、12メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの以下とする。	第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の各一部
12m 第2種高度地区	約 234 ha	建築物の高さは、その最高限度を12メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、12メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域及び第二種住居地域の各一部

12m 第3種高度地区	約 63 ha	建築物の高さは、その最高限度を12メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、12メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	近隣商業地域及び準工業地域の各一部
12m 第4種高度地区	約 74 ha	建築物の高さは、その最高限度を12メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、12メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	近隣商業地域及び商業地域の各一部
15m 第1種高度地区	約 1,966 ha	建築物の高さは、その最高限度を15メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、15メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの以下とする。	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び第二種住居地域の各一部
15m 第2種高度地区	約 1,363 ha	建築物の高さは、その最高限度を15メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、15メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の各一部

15m 第3種高度地区	約 910 ha	建築物の高さは、その最高限度を15メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、15メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	近隣商業地域及び準工業地域の各一部
15m 第4種高度地区	約 457 ha	建築物の高さは、その最高限度を15メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、15メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の各一部
20m 第1種高度地区	約 822 ha	建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの以下とする。	第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の各一部
20m 第2種高度地区	約 1,573 ha	建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の各一部

20m 第3種高度地区	約 1,115 ha	建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	近隣商業地域及び準工業地域の各一部
20m 第4種高度地区	約 686 ha	建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の各一部
25m高度地区	約 109 ha	建築物の高さは、その最高限度を25メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、25メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。	商業地域の一部
31m 第1種高度地区	約 400 ha	建築物の高さは、その最高限度を31メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の各一部
31m 第2種高度地区	約 6.2 ha	1 次に掲げる(1)から(3)までの全てを満たす建築物の高さは、その最高限度を31メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 (1) 敷地が五条通に接し、かつ、敷地面積が1,000平方メートル以上のもの (2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から五条通の境界線までの距離が2メートル以上、かつ、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から五条通以外の敷地境界線までの距離が1メートル以上の建築物（建築基準法施行令（以下「建基法施行令」	商業地域の一部

		という。) 第 130 条の 12 に定める建築物の部分を除く。) (3) 事務所若しくは研究施設 (以下「事務所等」という。) 又は延べ面積の 2 分の 1 以上を事務所等の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねるもの 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を 20 メートル (塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内、かつ、その部分の高さが 3 メートルを超える場合においては、20 メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに 3 メートルを加えたものとする。) とする。	
31 m 第 3 種高度地区	約 760 ha	1 工場、事務所若しくは研究施設 (以下「工場等」という。) 又は延べ面積の 2 分の 1 以上を工場等の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねる建築物の高さは、その最高限度を 31 メートル (塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内、かつ、その部分の高さが 4 メートルを超える場合においては、31 メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに 4 メートルを加えたものとする。) とする。 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を 20 メートル (塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内、かつ、その部分の高さが 3 メートルを超える場合においては、20 メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに 3 メートルを加えたものとする。) とする。	工業専用地域の全部及び工業地域の一部

(制限の緩和)

- 1 北側斜線制限（本計画書に定める北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限。以下同じ。）については、建基法施行令第135条の4を準用する。
- 2 建築基準法（以下「建基法」という。）第86条第1項、同条第2項若しくは同法第86条の2第1項の規定による認定を受けたもの又は同法第86条第3項、同条第4項、同法第86条の2第2項若しくは同条第3項の規定による許可を受けたものについては、これらの建築物は同一敷地内にあるものとみなす。
- 3 敷地が2以上の高度地区にまたがる場合、それぞれの高度地区の境界（以下「高度地区界」という。）において、高度地区界より北側の敷地の部分に対する北側斜線制限の数値が、当該高度地区より南側の敷地の部分に対する北側斜線制限の数値より大きい場合においては、敷地の全部が当該高度地区界より北側にあるものとみなし、北側斜線制限を適用する。
- 4 12m高度地区において、軒の高さが12メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが15メートル以下、かつ、こう配屋根（10分の3から10分の4.5までの傾きをもつ、切妻、寄棟、入母屋その他これらに類する屋根をいう。以下同じ。）を有する建築物（歴史遺産型美観地区（都市計画法（以下「都計法」という。）第8条第1項第6号に規定する景観地区のうち、歴史遺産型美観地区をいう。以下同じ）内の建築物を除く。）については、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は15メートルとする。
- 5 15m高度地区において、軒の高さが15メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが18メートル以下、かつ、こう配屋根を有する建築物（歴史遺産型美観地区内の建築物を除く。）については、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は18メートルとする。
- 6 12m高度地区内、かつ、歴史遺産型美観地区（一般地区に限る。）内において、軒の高さが12メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが15メートル以下、かつ、こう配屋根を有する建築物であって、市長が、当該建築物が存する地域の良い景観の形成に資すると認めたものについては、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は15メートルとする。
- 7 15m高度地区内、かつ、歴史遺産型美観地区（一般地区に限る。）内において、軒の高さが15メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが18メートル以下、かつ、こう配屋根を有する建築物であって、市長が、当該建築物が存する地域の良い景観の形成に資すると認めたものについては、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は18メートルとする。
- 8 31m第3種高度地区において、市長が工業の利便の増進に資するものとして認めた建築物は工場等とみなす。

(適用除外)

- 1 10m高度地区、12m第1種高度地区、15m第1種高度地区又は20m第1種高度地区内の建築物で次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものについては、本計画書の北側斜線制限は適用しない。
 - (1) 地階を除く階数が2以下の建築物で、軒の高さが6.5メートル以下、かつ、建築物の高さが10メートル以下でこう配屋根を有するもの
 - (2) 建築物の高さが6.5メートル以下のもの
- 2 次に掲げる建築物については、本計画書の規定を適用しない。
 - (1) 建基法第55条第2項の規定に基づく認定を受けたもの
 - (2) 都計法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域のうち、同法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区内にあり、かつ、同条第2項第3号に規定する地区整備計画において、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度が定められている区域内の建築物で、当該地区計画の内容に適合するもの

- (3) 都計法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域のうち、同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画において、次に掲げるアからエまでの全ての制限が定められている区域内の建築物で、当該地区計画の内容に適合するもの
- ア 建築物等の用途の制限
 - イ 壁面の位置の制限
 - ウ 建築物等の高さの最高限度
 - エ 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限
- (4) 名神高速道路以南、国道1号線以東、宇治川以北、近鉄京都線以西、かつ、東高瀬川以西の地域において、31m第1種高度地区にあり、敷地面積が1,000平方メートル以上、かつ、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路（前面道路が2以上あるときは、その幅員の最大のものをいう。）の境界線までの距離が5メートル以上の建築物（建基法施行令第130条の12に定める建築物の部分を除く。）
- (5) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）向島ニュータウン地区地区計画の区域のうち、地区整備計画において駅前商業地区、センター商業地区又は高層住宅地区として区分された区域内の建築物で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
- ア 敷地面積が2,000平方メートル以上のもの
 - イ 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が6メートル以上のもの（建基法施行令第130条の12に定める建築物の部分を除く。）
 - ウ 建基法第53条第1項に規定する建築物の建蔽率が10分の5以下（建基法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地にあつては10分の6以下）の敷地内におけるもの
- (6) 高度地区に関する都市計画の決定又は変更の際現に存する建築物又は現に建築の工事中の建築物で、当該都市計画において定められた内容に適合しない部分（以下「不適格部分」という。）を有する建築物で、次のアからエまでのいずれかに該当するもの
- ただし、高度地区に関する都市計画の決定又は変更の際、当該決定又は変更後の都市計画において定められた内容に相当する従前の都市計画において定められた内容に違反している建築物については、この規定は適用しない。
- ア 昇降機等の増築で、市長が、高齢者、障害者等が円滑に利用するためのものと認めるもの
 - イ 新たに不適格部分を生じさせない増築で、市長が、用途上又は構造上やむを得ないもので、かつ、地域の良好な景観の形成及び周囲の市街地の環境に支障がないと認めるもの
 - ウ 塔屋等の屋上部分の高さが3メートル（25m高度地区又は31m高度地区に存する建築物（31m第2種高度地区又は31m第3種高度地区に存する建築物の高さの最高限度が20メートルの建築物を除く。）にあつては4メートル。）を超え、かつ、当該塔屋等が存しないとした場合の建築物の高さが、本計画書に定める建築物の高さの最高限度以下である建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせる場合を除く。）
 - エ 建築物の高さが北側斜線制限（高度地区の種類の変更によるものを除く。）にのみ適合しない建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせる場合を除く。）

（許可による特例）

- 1 次の各号のいずれかに該当する建築物で、市長が、当該建築物が存する地域の良好な景観の形成及び周囲の市街地の環境に支障がないと認めて許可したものは、その許可の範囲内において、本計画書の規定による建築物の高さの最高限度を超えることができる。
 - (1) 優れた形態及び意匠を有し、土地利用、建築物の位置、規模及び各部分の高さ等について総合的に配慮がなされていることにより、当該地域又は都市全体の景観の向上に資するもの

- (2) 学校、病院その他の公共、公益上必要な施設で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図るうえで必要なもの
 - (3) 京都市のまちづくりの方針及び当該建築物が存する地域のまちづくりに関する方針に適合し、土地利用、建築物の位置、規模、形態、意匠、敷地内の空地等について総合的に配慮がなされていることにより、当該地域の良好な景観形成及びまちづくりの推進に貢献する建築物
 - (4) 良好な沿道景観の形成に資するもの（北側斜線制限以外は本計画書の規定による高さの最高限度を超えない場合に限る。）
 - (5) 特例許可を受けた建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせず、用途上又は構造上やむを得ないもの）
 - (6) 災害対策その他これに類する理由により緊急に建替えを行う必要があるもの
- 2 市長は、上記1の許可を行うに当たっては、良好な景観の保全、形成、市街地の環境の整備改善又はまちづくりの推進を図る観点から、必要な範囲において条件を付することができる。

（備考）

- 1 本計画書において使用する用語は、別に定めるもののほか、建基法及び建基法施行令において使用する用語の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、建築物の高さの算定については、良好な景観の形成を図るために建築物の屋上に設ける修景装置（以下「屋上に設ける修景装置」という。）で次に掲げる(1)から(4)までの全てに適合するもの及び建築設備で次に掲げる(1)に適合するものの高さは、北側斜線制限を除き、当該建築物の高さに算入しない。
 - (1) 屋上に設ける修景装置及び建築設備を除いた部分（以下「本体部分」という。）の最高の高さから当該屋上に設ける修景装置及び建築設備の最上部までの高さが3メートル（25m高度地区又は31m高度地区に存する建築物（31m第2種高度地区又は31m第3種高度地区に存する建築物の高さの最高限度が20メートルの建築物を除く。）にあつては4メートル。）を超えないこと。
 - (2) 本体部分と構造上分離されていること。
 - (3) 外観が本体部分の外壁面と一体となるものでないこと。
 - (4) 屋上に設ける修景装置の下部の空間が、居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の陳列、保管又は格納その他これらに類する用途に供されるものでないこと。

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、まちびらきから50年近くが経過し、著しい人口減少や少子化、施設の老朽化などが進んでいる向島ニュータウン地区において、用途地域の変更及び地区計画の策定に合わせて高度地区を変更することにより、ゆとりある緑豊かな居住環境の魅力を継承しつつ、職と住が近接した、身近な地域で暮らしと営みを支える多様な機能の誘導を図り、持続可能なまちの実現を目指すものである。

なお、合わせて向島団地一団地の住宅施設の都市計画を廃止する。

計 議 第 3 2 6 号
都 企 計 第 5 1 号
令 和 4 年 5 月 3 0 日

京都市都市計画審議会
会長 川崎 雅史 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）一団地の住
宅施設の変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）一団地の住宅施設の変更
（京都市決定）

都市計画一団地の住宅施設中，向島団地一団地の住宅施設を廃止する。

理 由

本都市計画は，まちびらきから５０年近くが経過し，著しい人口減少や少子化，施設の老朽化などが進んでいる向島ニュータウン地区において，これまで形成してきたゆとりある緑豊かな居住環境の魅力を継承しつつ，職と住が近接した，身近な地域で暮らしと営みを支える多様な機能の誘導を図り，持続可能なまちの実現を目指すため，用途地域及び高度地区の変更に合わせて地区計画を策定することに伴い，向島団地一団地の住宅施設を廃止するものである。

計 議 第 3 2 7 号
都 企 計 第 5 2 号
令 和 4 年 5 月 3 0 日

京都市都市計画審議会
会長 川崎 雅史 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の
決定について（付議）

都市計画法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

**京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の決定（京都市決定）**

都市計画向島ニュータウン地区地区計画を次のように決定する。

名 称		向島ニュータウン地区地区計画
位 置		京都市伏見区向島渡シ場町，向島清水町，向島鷹場町，向島藤ノ木町，向島丸町，向島二ノ丸町及び向島四ツ谷池の各一部
面 積		約 7 4. 1 ヘクタール
地区計画の目標		本市の市街地の南端，近鉄京都線向島駅の東側に位置する本地区は，昭和 4 6 年に都市計画決定した向島団地一団地の住宅施設において定められた，低層，高層別の住宅の予定戸数，道路，公園等の公共施設及び学校，病院，生活利便施設等の公益的施設の配置の方針等に基づき，ゆとりある緑豊かな居住環境が街区ごとに計画的に形成された地区である。 また，ニュータウンのまちびらきから 5 0 年近くが経過し，著しい人口減少や少子化，施設の老朽化などが進んでいる中，京都市都市計画マスタープランにおいては，計画的に配置されたゆとりある住宅地として良好な居住環境の維持・再生を図るとともに，学校跡地などの施設や用地などに新たな機能を導入することにより，多文化・多世代共生のまちづくりを進めることとしている。 このような地区において地区計画を策定することにより，ゆとりある緑豊かな居住環境の魅力を継承しつつ，職と住が近接した，身近な地域で暮らしと営みを支える多様な機能の誘導を図り，持続可能なまちの実現を目指す。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用に関する方針	本地区を 4 つの地区に区分し，次の方針により，それぞれの地区の特性に配慮した土地利用を誘導する。 - 駅前商業地区 駅前にふさわしいにぎわいの創出や生活利便の更なる向上につながる良質な商業・サービス機能の誘導を図る。 - センター商業地区 ニュータウンの核となる地区として，国道 2 4 号沿道の立地もいかしながら，良質な商業・サービス機能の充実を図る。 - 高層住宅地区 ゆとりある空間配置の下で形成された高層住宅の市街地環境を維持・継承しながら，生活利便の向上や働く場の創出につながる新たな土地利用の誘導を図る。 - 低層住宅地区 低層住宅地としての良好な居住環境の保全及び形成を図る。
	地区施設の整備の方針	地域住民の身近な憩いや交流の場としての公園を維持することにより，緑豊かで良好な居住環境の形成を図る。
	建築物等の整備の方針	建築物等の用途の制限を定めることにより，駅前商業地区及びセンター商業地区では，周辺の住宅地との調和に配慮しつつ，利便性を備えた活気ある良質なにぎわいの創出を図るとともに，高層住宅地区では，ゆとりある良好な居住環境を維持・継承しつつ，生活利便の向上や働く場の創出など，職と住が近接した土地利用の誘導を図る。 また，低層住宅地区では，建築物の容積率の最高限度及び建築物等の高さの最高限度を定めることにより，低層住宅地としての良好な居住環境の保全及び形成を図る。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		公園 約4.8ヘクタール
	地区の区分	地区の名称	駅前商業地区
		地区の面積	約1.2ヘクタール
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) 葬祭場
	地区の区分	地区の名称	センター商業地区
		地区の面積	約7.8ヘクタール
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業, 同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの (2) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) 葬祭場
	地区の区分	地区の名称	高層住宅地区
		地区の面積	約59.9ヘクタール
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 工場（建築基準法施行令第130条の6に規定するものを除く。） (2) ボーリング場, スケート場, 水泳場及び建築基準法施行令第130条の6の2に定める運動施設 (3) ホテル又は旅館 (4) 自動車教習所 (5) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの (6) 倉庫（建築物に付属するものを除く。） (7) 葬祭場

	地区の 区分	地区の名称	低層住宅地区
		地区の面積	約5.2ヘクタール
	建築物等に関する事項	建築物の容積率の 最高限度	10分の20
		建築物等の 高さの最高限度	10メートル（軒の高さについては、7メートル）

「区域、地区整備計画の区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、まちびらきから50年近くが経過し、著しい人口減少や少子化、施設の老朽化などが進んでいる当地区において、用途地域及び高度地区の変更に合わせて地区計画を策定することにより、ゆとりある緑豊かな居住環境の魅力を継承しつつ、職と住が近接した、身近な地域で暮らしと営みを支える多様な機能の誘導を図り、持続可能なまちの実現を目指すものである。

なお、合わせて向島団地一団地の住宅施設の都市計画を廃止する。

それでは、計議第 3 2 4 号議案から第 3 2 7 号議案までを議題といたします。これらの議案は、関連する議案でございますので一括して審議をいたします。

それでは事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、計議第 3 2 4 号議案から計議第 3 2 7 号議案までにつきまして、御説明いたします。

前方のスクリーンを御覧ください。

本議案は、伏見区の市街地の南端、近鉄京都線向島駅の東側に位置する「向島ニュータウン地区」について、都市計画の変更を行うものであり、関連する 4 つの議案について一括して御説明いたします。

まず、地区の概要についてでございます。

図の赤枠で囲われた箇所が向島ニュータウン地区であり、面積 7 4 . 1 ヘクタールでございます。現在の都市計画の概要は、記載のとおりでございます。

次に、向島ニュータウン建設の経緯についてでございます。

向島ニュータウンは昭和 4 6 年に「向島団地一団地の住宅施設」として都市計画決定されました。

一団地の住宅施設とは、都市計画法に基づく都市施設であり、ニュータウンのような一団の土地に、住宅や生活利便施設を集团的に建設し、適切な居住機能等の確保を図ることを目的として、図にお示しするように、街区ごとの住戸数や、高層や低層などの住宅の規模、公共公益施設の配置などをきめ細やかに定めています。

なお、現在、約 4 5 m や 3 1 m などの高層住宅が立ち並んでいますが、これらの整備に当たっては、高度地区計画書の規定に基づき、高さ制限を超える建物を、周囲の環境上支障がないことを確認のうえ、許可しております。

このルールに基づくニュータウン建設事業が昭和 6 2 年に完了し、住宅、学校、病院、道路、公園などが計画的に整備され、ゆとりある緑豊かな居住環境を有する現在の向島ニュータウンの市街地が形成されました。

続きまして、都市計画見直しに至る経緯についてでございます。本地区は、著しい人口減少や少子高齢化が進むとともに、地域全体の活力が低下するなど、本地区を取り巻く状況は大きく変化しています。

そこで、ニュータウンの活性化に向けて目指すまちの姿・方針を取りまとめることが必要との認識の下、平成２８年４月に地域住民、向島地域の事業者、大学関係者、行政等の連携により、「向島ニュータウンまちづくりビジョン検討会」が設置され、向島ニュータウンの課題や資源の整理とともに、目指すべきまちの将来像・方針等について、議論・検討が重ねられました。

このような議論を踏まえて、平成２９年３月に「向島ニュータウンまちづくりビジョン」が策定され、「誰もが 生き活きと暮らせる 向島ニュータウン ～暮らし心地を誇れる「多文化・多世代共生」のまち～」という目指すまちの姿が掲げられました。

本ビジョンでは、「魅力ある住宅・住環境づくり」「便利で賑わいのあるまちづくり」「向島の将来を展望した土地利用等の見直し」といったまちづくりの取組方針を掲げ、「若者・子育て世代も移り住みたくなる魅力あるまち」などの理念の実現を目指すこととしております。

平成２９年度以降は、向島秀蓮小中学校の開校のほか、まちづくりビジョンに基づき、新たな賑わい施設の誘致などの取組を進めてまいりました。

また、今回の都市計画見直しにつきましては、令和３年９月に策定した京都市都市計画マスタープランでの位置付けも踏まえて具体的な検討を行い、本年１月以降に、都市計画の見直しの方向性について地元住民の方々を対象に周知・意見交換を行い、都市計画の見直しの手続を進めてまいりました。

続きまして、都市計画の見直しの考え方について御説明いたします。
本地区では、まちづくりビジョンや都市計画マスタープランにおける位置付けを踏まえ、ゆとりある緑豊かな居住環境の魅力を継承しつつ、職と住が近接した、身近な地域で暮らしと営みを支える多様な機能の誘導を図り、持続可能なまちの実現を目指すことといたします。

この将来像の実現に向けて、この度の都市計画の見直しにおいては、柔軟かつきめ細やかな土地利用の誘導を図るため、「用途地域・高度地区」を変更するとともに、新たに「地区計画」を定めます。

なお、向島ニュータウン建設のための当初のルールである「一団地の住宅施設」

については、公共公益施設などの配置が敷地単位で定められているなど、将来の新たな土地利用に向けた柔軟性に課題があるため、今回廃止いたします。

次に、地区の区分といたしまして、当地区の現在の市街地特性を踏まえて、4つの地区に区分いたします。具体的には、近鉄向島駅に近接し、コンビニや診療所など生活利便施設が立地している「駅前商業地区」、国道24号に面し、ニュータウンの核となる「センター商業地区」、ゆとりある空間配置の下で高層住宅が立ち並びニュータウンならではの住環境が形成された「高層住宅地区」、低層住宅地としての良好な居住環境が形成された「低層住宅地区」の4つの地区でございます。

これら4つの地区の現状の市街地特性を踏まえて、地区ごとの土地利用に関する方針を定めることといたします。

まず、駅前商業地区については、駅前にふさわしいにぎわいの創出や生活利便の更なる向上につながる良質な商業・サービス機能を誘導します。

次に、センター商業地区については、ニュータウンの核となる地区として、国道24号沿道の立地もいかしながら、良質な商業・サービス機能を充実いたします。

そして、高層住宅地区については、ゆとりある空間配置の下で形成された高層住宅の市街地環境を維持・継承しながら、店舗・飲食店等の生活利便の向上や、オフィス等の働く場の創出につながる新たな土地利用を誘導します。

最後に、低層住宅地区については、低層住宅地としての良好な居住環境を保全・形成します。

次に、地区ごとの見直し項目についてでございます。

表にお示しのとおり、4つの地区それぞれについて、地区整備計画の設定や用途地域・高度地区の変更など、都市計画の見直し項目をまとめてございます。

次に、各項目の内容につきまして、順番に御説明いたします。

まず、「地区施設」についてでございます。

地域住民の身近な憩いや交流の場としての公園を地区施設に位置付けます。

次に、「駅前商業地区」及び「センター商業地区」の地区整備計画についてでございます。

周辺の住宅地との調和に配慮しつつ、利便性を備えた活気ある良質なにぎわいの

創出を図るため、スライドにお示しする用途の建築物を制限いたします。

次に、「高層住宅地区」についてでございます。

ゆとりある良好な居住環境を維持・継承しつつ、生活利便の向上や働く場の創出など、職と住が近接した土地利用の誘導を図るため「用途地域及び高度地区」を変更するとともに、地区整備計画に用途の制限を定めます。

これらの見直しにより、建築が可能となる用途を表にまとめております。

表の青枠でお示しする3,000平方メートル以下の店舗・飲食店、オフィスが新たに建築可能となります。赤枠でお示しの部分については、見直し後の第一種住居地域において、建築可能な用途ですが、これらについては地区計画で制限することといたします。

次に、高度地区の適用除外規定の整備について御説明いたします。

低層住宅地区を除く3つの地区について、ニュータウンならではのゆとりある空間配置の下で形成された高層住宅の市街地環境を維持・継承するため、十分な空地の確保など、スライドにお示しする条件を満たす建築計画については、高度地区の制限を適用しないことといたします。

次に、「低層住宅地区」についてでございます。

現在の低層住宅地区は、スライドの左側にお示しのとおり、一団地の住宅施設のルールにより、階数は2階以下、建蔽率50%、容積率100%以下に制限されております。

この度の見直しでは、改修や建替えの自由度を高めるため、建蔽率については50%から60%に、容積率については100%から200%に変更いたします。また、「建築物等の高さの最高限度」を10m、軒の高さを7m以下とすることにより、これまでと同様に2階以下程度の建物を誘導し、低層住宅地としての良好な居住環境の保全及び形成を図ることとします。

向島ニュータウン地区の都市計画の見直しの説明は以上でございます。

最後に法定縦覧及び意見書についてでございます。

お手元の資料1-3「計議第324号議案から計議第327号議案 参考資料2」を御覧ください。

本都市計画の案の策定に当たりまして、「京都市地区計画等の案の作成手続に関する条例」に基づく原案の縦覧を経たのち、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、理由説明書を添えて、令和4年4月28日から2週間公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出が2通ございました。

御意見といたしましては、地区計画に関するものとして、「水害が多く、想定浸水深が2mと指定されている低層住宅地区において軒の高さ7mの制限が定められると、1階の床の高さを上げるなどの水害対策ができなくなるため、見直し案は水害を考慮したものとするべき」との御意見や、「見直し案は水害時の浸水が2mというデータが示されている中、その説明を地区住民にされていない状況で、水害への対策を反映せず、単に低層住宅地区の景観を重視したものであり、災害対策の視点が見受けられない。これでは災害避難困難者である障害者や高齢者の安心・安全な住環境が保障されず、市が提唱する「多様な機能の誘導を図り、持続可能なまちの実現を目指す」ことと相反するのではないか。自宅での避難という選択肢は地域住民及びこの地区で生活する可能性がある障害者にとっても必要不可欠であり、見直し案の再考を求める」との御意見を頂きました。

これらの水害対策への考慮を求める御意見につきまして、本市では、これまでから、水害ハザードマップを各家庭に配布し、水害時の浸水の危険性を周知しているほか、「向島防災ワーキング」や地域の自主防災会が中心となって、本市との連携により、街区内の電柱等に予想される最大の浸水深さを表示し、地域住民に分かりやすく水害の危険性を周知する取組や、水害時における周辺の高層建物への避難など、避難計画の作成に向けた取組も行っており、水害対策の重要性については、日頃から地域住民の皆様に広く御認識いただいていると考えております。

そのうえで、地区計画の策定に当たっては、地区内の住民・地権者と丁寧に対話を重ねる中、現在の良好な住環境が維持されるようにしてほしいといった御意見もいただいております、先ほど御説明しましたとおり、階数を2階以下に制限している現在のルールに代わり、「軒の高さ」及び「建築物等の高さの最高限度」の制限を設けることで、これまで長年守られてきた2階建ての町並みを今後も維持する今回の地区計画の内容について、御理解いただいているところでございます。

このため、本市としましては、地区内の住民・地権者の総意として取りまとめた本都市計画案により、今後のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

なお、向島ニュータウンまちづくりビジョンにおいても、「きめ細やかな防災・防犯のまちづくり」が方針の一つとして掲げられており、今後も引き続き、住民主体の防災活動を支援してまいります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○川崎会長 ありがとうございました。それでは、ただいま事務局から説明いたしました計議第324号議案から327号議案につきまして御意見、御質問のある方は、挙手をお願いいたします。湯浅委員、どうぞ。

○湯浅委員 ありがとうございます。

それでは、私の方からお声を紹介するといえますか、今事務局から御説明がありました意見書の内容についてもう少しお話をさせていただきたいと思います。

今回の地区計画の変更につきましては、地権者、住民の方々が十分に議論を重ねて関係者の皆さんとやってこられたものだとう理解をしておりますし、そこに敬意を表したいと思っております。

そのうえで、今回水害時の浸水が2メートルということになっております。仮に浸水があった場合に、水平避難ということが基本であろうかとは思いますが、特に書かれておりますように、お体に障害をお持ちの車椅子の方々等、また高齢者の方につきましては、なかなかこの水平避難というのも非常に難しく、どうしてもこの垂直避難ということも十分考えられると思うわけです。

垂直避難を限定に考えると2階までよりも、さらに3階だとより安心できるし安全ではないかというような率直なお声をいただいておりますので、まず一つ御紹介しておきたいと思います。

またそのうえで、避難所に避難できたとしても、通常の健常者の方とは違いまして、大変ほかの避難者に迷惑をかけてしまうということを当事者の方々が御心配なさっているということでもあります。今も御説明ございました地元の自主防災の方々、また、このまちづくりビジョン、ずっとワーキンググループをしていただいて、本当にこの障害者の方や高齢者の方々に対する避難についても、十分検討をしていた

だいているところだということを十分に承知しているわけですが、これらの活動と合わせまして特に高齢者や障害をお持ちの方々、いわゆる避難困難者の方々の不安を払拭するというのが、大変大事だと思っております。

もちろんこれは都市計画局だけではなく、保健福祉局だとかそういったところの連携も必要かと思いますが、これらのお声について、まず、どのようにお考えになっているのか総括的に聞かせていただけたらと思っています。

まず、この点、お願いしたいと思います。

○川崎会長 ありがとうございます。それでは、事務局の方、いかがでしょうか。ただいまの御質問につきましてお願いします。

○事務局 今御質問いただきましたけれども、垂直避難を2階建てではできないではないかというような御意見だと思います。

○湯浅委員 2階までより3階が安心だと。

○事務局 より3階の方が安心だというような御意見ですが、この間、向島では、平成28年からまちづくりビジョンの取組をされてきておりまして、その中で先ほど先生からも御紹介いただきましたけれども、防災ワーキングというものに、熱心に取り組んでいただいております。

特に、向島では浸水被害にどのように対応するかということを熱心に議論していただいております。その議論の中で、すぐ近くにあります市営住宅に逃げ込んでいただき、上階の空き住戸を避難部屋として使うということなどを検討していただいております。

その防災ワーキングの中で、垂直避難の場所の確保を行い、マニュアルの整備ですとか、実際にそういう訓練を行い、どのように高齢者の方、障害者の方、また向島には中国からの帰国者の方もたくさんいらっしゃいますので、そういう方も含めて安心して住み続けられるまちというのをビジョンの全体像として掲げられておりますので、情報発信ですとか、それからの避難をまち全体で支えていこうという取組をされております。

現在2階までしか建たないという場所ですが、なおかつ一団地の住宅施設という制限の中で、建蔽率が50%、容積率が100%というように限定しておる

んですけれども、今回その一団地の住宅施設の制限を外すに当たりまして、建蔽率、容積率につきましては、やはりほかの地域と同じように60%と200%というように少し緩和しまして、一般的なボリュームの住宅が建てられるように緩和をしますとともに、地域の方とお話を重ねた中で、今の町並みが大きく変わる、今の住環境が大きく変わるというのを望まれないというような御意見もありました。

またその前提となります浸水被害につきましては、浸水時の想定浸水深を普通は学区に1箇所だけ表示することになっているんですけれども、防災ワーキングの中で、こういうところでもうちょっと幅広く知らせるようなという御意見もございまして、低層住宅地であります7街区の集会所にも、これくらいの浸水想定なんですよという表示を追加された、というようなこともございまして、その中で現状も変わらないように、という御意見でしたので、建蔽率、容積率は緩和しながらも、ボリュームは今と変わらないようにというふうなお話をを行ったところです。

先生から御意見いただきましたように、福祉部局などとの連携などにつきましても、今後水害につきましては、特にタイムラインづくりというのが実施されていると思いますので、その辺りを事務局ですとか防災部局などと連携しながら進めていきたいと考えております。

○川崎会長　いかがでしょうか。

○湯浅委員　よろしいですか。続けて申し上げますが、ありがとうございます。

できるだけやはり不安を払拭できるように、引き続きお願いしたいと思います。

それと今もございましたが、今回こういったまちづくり通信とか、こういったものを丁寧にご書いていただいて、約6,000戸全戸配付をしていただいているということでもありますし、また説明会も4回ほど実施していただいたということは聞いております。

我々もふだんのこの広報につきましては、大変悩ましいところなんですけれども、なかなかその全てに情報が行き渡らないということが多々ございます。今回もこれだけ丁寧にご書いていただいている中であっても、やはりそのような情報がしっかりと届いていないというお声をいただいております。

本当に限界があるというふうに思うわけですが、そのような中にありまして、特に高

齢者の方であるとか、情報弱者になりかねない状況の方々がいらっしやると思います。

見ていない方が悪いんだというような話では僕はないと思いますので、やはり、もちろん全戸配付というのが一番の形だと思いますけれども、特に区役所とかそういったところでこの障害者の方々の窓口であるとか、あと高齢者の方々の窓口であるとか、普段行かれるところも多いと思いますので、スペースの加減はあろうかと思うんですけども、できるだけそういった工夫もしていただいて、できるだけいろんなこういった形のものが目につくようにしていただきたいなと思っておりますが、この辺のところはいかがでしょうか。

○川崎会長 事務局、どうぞ。

○事務局 ありがとうございます。情報提供につきまして、今本当に先生に御指摘いただきましたとおり、本当に重要だと考えております。

特に、向島ニュータウンは、先ほど申しましたとおり、中国からの帰国者の方ですとか障害者、高齢者の方も安心して住み続けられるまちというのを掲げておられまして、その中で、情報のバリアフリー化ということが特に重要なテーマとして取り組まれております。

例えば、大学さんにも協力していただきまして、今までニュースを24号発信しまして、都市計画の変更でその後3号出したのですが、当初の24号までは中国語でも発信されるというようなことも進められておりましたし、避難訓練の呼掛けも中国語で発信するということや、視覚障害者の方向けの情報発信も検討するとおっしゃっておりましたので、そういう防災ワーキングの取組と合わせまして、行政の中でもどういうふうに1人でも多くの方に情報を伝えるかということについて、区役所などとも相談して進めていきたいと思っております。

○川崎会長 よろしいですか。

○湯浅委員 もう最後にします。ありがとうございます。

色々な多様なワーキングも作っていただいて、色々な御意見もいただかれる中で、練り上げてきていただいたと思います。

これからもしっかりとこの色々な意見をきちっと吸い上げるというか、オープン

にできるような工夫は、ぜひとも今後ともしていただきたいということをお願い申し上げまして終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○川崎会長 貴重な御意見、ありがとうございました

ほかいかがでしょうか。では、すみません、先に手を挙げられた西野委員、お願いいたします。

○西野委員 最初に、今回のこの都市計画の見直しですけれども、面積74.7ヘクタールと、人口が2万人を超える、これだけ大きな見直し、地域の見直しというのがこれまでにあったのかどうか、そこをまず教えていただきたいというのが1点と、これまでは特例許可で45メートルの高さまで認められてきて14階建てだとか11階建てのマンションや市営住宅もここに建っているわけですが、もし仮に高度地区の変更が今回認められなかったとした場合、これまでの特例許可で認められていた既存のマンションだとか市営住宅、この建て替えは20メートルに制限されるのかどうか、その二つ、まずちょっとお聞きしたい。

○川崎会長 いかがでしょうか。事務局の方お願いいたします。

○事務局 お答えします。

まず1点目、今回のような大規模な都市計画の見直しということにつきましてですが、この向島ニュータウンのようなニュータウン全域を対象とした大規模な見直しということは、あまりなかったのではないかと思います、それ以外で全市的な都市計画見直しというのは、都度させていただいております。それが1点目でございます。

2点目につきまして、高度地区の適用除外の規定の件でございますけれども、原則今のルールのまま建て替えるということになりますと、現行の高度地区に定められた高さの限度までということになります。

例えば、今回のケースでいきますと、センター商業地区で31メートルまで、それから高層住宅地区や駅前商業地区ですと20メートルまでということになります。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○西野委員 最初おっしゃった、ちょっと聞き取りにくかったんですが、こういった大規模な都市計画の見直しというのは、数箇所あったとおっしゃったんですかね。ちょっとすみません、そこが聞き取りにくかったので、もう一度教えていただけたらと思います。

そして、この向島ニュータウンのまちづくりビジョン、これがこの地区計画を決定するための流れの中で皆さんとこの取組をしてこられた、その中で、その積み上げの中でこういった地区計画が出てきたのかということがあるんじゃないかなというふうに思うんですね。

まちの将来を話し合うだとか、まちの将来を示したニュースを発行してきたというようにも書かれていますけれども、そういったことの積み重ねがあったのかなというふうに思うんですね。

その過程の中で、地域の中心的な役割を果たしてきた向島中学校の跡地ですね、ここを皆さんはむかちゅうセンターっておっしゃっているんですけども、お話を聞きますと、ここを売却せずに引き続き使い続けたいという声がものすごく多かったのが私すごく印象的だったんです。

今回のこの都市計画の見直しによって、市有地、むかちゅうセンターと言われている学校の跡地の売却に拍車をかけていく、そういうことにならないのかということ懸念しています。

これまでやっぱり住民の皆さんの努力で、全市的に見てもコミュニティの活性化、これは目を見張るものがあるんじゃないかと思います。この向島中学校の跡地を活用して、40弱の団体がここを活用されているとお聞きします。もう日常的に使っておられるということなのでね。ここはもうこのコミュニティの活動をしっかり支援するということで、それに支障が出るような都市計画では駄目だなというふうに思うんですけども、そここのところの考え方はいかがでしょうか。

○川崎会長 事務局の方、お願いします。

○事務局 冒頭、先ほどの見直しのことにつきましてですけども、この向島ニュータウンにつきまして、当初一団地の住宅施設、これは都市計画で定めさせていただいておりますので、それ以来の見直しということになります。

それから、もう一点でございますけれども、今回こうした向島ニュータウンのまちづくりビジョン、これに基づきまして、このビジョンに掲げる将来像の実現を目指してということでございますが、若者・子育て世代の住民に向けた受皿づくりですとか、職住近接型のニュータウンに向けた働く場所づくり、こういったニュータウンの掲げる将来像の実現を目指して今回の都市計画の見直しを行うものでございます。

それにつきまして、地区計画という手法を活用させていただくわけですが、その中で委員御指摘の市有地の向島中学校の跡地の活用につきましても、しっかりと、このニュータウンのビジョンに掲げる将来像の実現に向けて重要な取組の一つと考えてございます。

こちらの向島中学校の跡地につきましては、ビジョンの中でも若者・子育て世代の移住定住の受皿となる分譲住宅や住まいの近くで働ける場、高齢者など誰もが安心して暮らせるまちとして、地域が求める医療福祉の充実に資するまちとなる、こういったことが市に求められています。

こういったものをしっかりと実現に向けて進めていけるようにと考えてございます。以上でございます。

○川崎会長 いかがでしょうか。西野委員。

○西野委員 そうしましたら、このコミュニティの活性化に本当に大きな役割を果たしてきたこの向島中学校の跡地ですね、ここはもう今おっしゃったような定住のための場だとか、そういうまあ言えば売却していく、そういう方針がもう既にあって、そこに向けて今回のこういう都市計画の見直しが行われたのだとしたら、これはちょっと大きな問題だなというふうに私は思います。

この地域だけではありませんけれども、まちづくりというのはやっぱりハードとソフト、これが必要だというふうに思うんですね。このコミュニティの活性化というのは、やっぱりソフトだというふうに思います。だからこの都市計画の見直しがその足を引っ張ったのでは何もならないなというふうに思います。

だから、この皆さんがむかちゅうセンターとおっしゃっているこのセンターの名前のおり、この地域の中心的な役割を果たしてきた、そしてこの間5年間、まち

づくりビジョンをつくるために皆さんも住民の皆さんと関係者の地区の皆さんと、都市計画局の皆さんも一緒になって努力されるべきだというふうに思うんですね。

それを壊してしまうということになったら、いかされていないということになったらね、やっぱりこれは問題だなというふうに思いますので、この向島中学校の跡地だけはこの計画の中から、この高度地区の中から外すとか、何か工夫ができないものかと思うんですが、そのところはいかがでしょうか。

○川崎会長　いかがでしょうか。

○事務局　向島中学校の跡地ですけれども、先生御指摘のとおり令和元年の8月からむかちゅうセンターとして活用されておりまして、確かに学校を越えたコミュニティの場として活発に活用されております。確かにその場所があるからこそ生まれたような活動というのもあるとは思っております。

現在地区外から来られているような団体などもありまして、それらを全部含めまして運営委員会が設置されているのですが、その中に京都市も参画させていただいております、当初からこちらは暫定活用ですということをお伝えしております。

暫定だからもう京都市は知りません、次の活動場所を探してくださいという態度でいるつもりはありませんので、各団体から丁寧に聞き取りを行っております、ほかの場所が使えないかというのを、地域の方と一緒に掛け合ったりもしておりますし、ニュータウンには各街区の集会所もあり、そういうところも活用していただくことはできないかというようなことを検討していたり、また京都市などの施設を活用していただくことについても、引き続き検討していきたいと思っております。

○川崎会長　西野委員、いかがでしょうか。

○西野委員　今認められましたように、やっぱりこの場所が、向島中学校の跡地があったからこそ、これだけコミュニティの活性化が進められてきたんだと思うんですよ。

お聞きしますと、高齢者から若い人たちまで、それに子供たちまで連日ここを使っておられるということもお聞きしますから、これを取り上げるということになれば本当に大問題だと私は思っております。

だから、この場所を売却せずに使い続けられるような工夫を、是非していただき

たいというふうに思いますし、今回の用途地域の変更は、現状の第一種中高層住居専用地域のままにすれば地区計画の必要もなくなりますし、高度地区の制限も適用を外す、こういうことも必要はないというふうに申し上げます。

○川崎会長 事務局、よろしいですか、何か補足いただくこと、よろしいでしょうか。

○事務局 向中跡地につきましても、秀蓮小中学校に合併されまして、そちらもすぐ新しく、新しい住民さんが学校に入学したいからということで、この地域に移り住まわれてきたという方もいらっしゃるように聞いております。

そういう動きを、せっかく秀蓮ができたので新しい人をもっと迎え入れたいという声も地域の方から上がっておりますので、それを向島中学校の跡地を使って実現するということですか、あと働く場も地域の中で欲しいという声もこのビジョンの検討の中で上がってきておりますので、貴重な市の資産として向中跡地を活用していきたいと考えております。

○川崎会長 ありがとうございます。要するに活用の方針は、この住民の方々とともに京都市が上からこれですと言っているわけではないですね。ここは地区計画を相談されている住民の方々の方針を反映させながらどういう使い方をすればよいかを考えて見直しを行うものです。例えば先ほどの中学校の件とか、そういう施設をやっていくべきということです。

経営的にも、建物維持管理の将来的な経費、それはどういうふうに負担されるのかということも検討が必要です。また、人口流動、構成が変わっていくと、学校の統廃合とかいろいろな形で変わっていくと思うのですが、そういうものをどういう施設として、今後将来活用を希望しているかという住民の御意見をしっかりと伺いして反映するということが大切であると思いました。

申し訳ありません。御質問の途中で意見を挿んでしまいました。西野委員どうぞ。

○西野委員 本当に今おっしゃったとおりだと思います。住民の皆さんの声をしっかり反映させたまちづくりが必要だというふうに思うんですね。今おっしゃいましたけれども、秀蓮に入りたいという方が引っ越してこられたりとか、増えているというふうなことをおっしゃいましたけれども、今高齢化の中で空いている住戸が結

構増えているんですよ。

分譲住宅もそうですし、市営住宅もそうですし、URはどうかちょっと私確認していないんですけども。だからそのために、ここの向島中学校を活用するということは、また全然問題が違うかなというふうに私は思いますので、そのことだけ申し上げます。終わります。

○川崎会長 ありがとうございます。棕田先生、お願いします。

○棕田委員 今おっしゃっているのは、最初の説明でございますけれども、数字の変更が前に出ているんですが、そもそも論ですね、パワーポイントの4ページですね、地区計画の目標であるまちづくりの目指す将来像を踏まえて都市計画の見直しの考え方というのが示されておるんです。

ここで大事なのは、用途地域・高度地区を変更するとともに、全体像として、新たに地区計画を定めるということが大事なんですね。

それで元に戻って3の、都市計画の見直しに至る経緯をしっかりと大切にしていかなきゃいけない。すなわち問題克服から始まると思うんですね。

私自身は、この向島ニュータウン建設経緯にありますように、昭和46年に小学校1年生です。52年が6年生、そしてまちがどんどんできてきた。特に思い出があるのは、高校のときに軟式テニス部しか学校になくて硬式テニスができなかったんですね。硬式テニスをするところ、中心部は3コートぐらいだったんです。

ただ、高校生になって移動範囲が広がっていくと、この向島ニュータウンのテニスコートを毎週のように利用していました。取れなかったら今度は、隣に西村委員がおられますけど、西京区の洛西ニュータウンの小畑川のテニスコートに行っていました。

そういう憧れのまちだったんですよ、テニスコートがあつていいな、私自身が住んでいる場所が羅城門跡ですので、いっぱい家が建っていてそんなテニスコートができるようなところはありませんので、遠いけどもそこまで行っていた憧れのまちでした。

それが年とともに、やはりニュータウンがオールドタウンになって現状のようなことになっているんですよ。そういう中でやはり向島ニュータウンの課題をよく考

えてやっていかないといけないと思うんですね。

一番私、構造的に思うのは、一番下に向島駅前のにぎわい不足ってありますけれども、これは構造的な問題なんです。駅がニュータウンの西端にあるんですね。そこまでの移動距離、中に近鉄バスとか走っていますが、やはり移動距離、もう一つつながるのは高齢者、障害者の買い物ですね。これはやはり移動するということですよ、難しいのは。

現実として、こういったことについて、あまり触れられていませんね。だからちょっと提案したいんですけど、今国交省が進めているグリスロ、グリーンスローモビリティ、一番小さいのは軽自動車規格で、大きいものになると15人乗りまであって、今日も車椅子利用の方が来られていますけど、普通のバスにもついていないような車椅子リフターがついている車両とかがあるんです。

京都府内で今このグリスロの対策で挙げておられるのは和東町ぐらいなんです。やはりこういう新しい国の助成が得られることも導入していかなくちゃいけないと思います。今そのグリスロとかについて、京都市の都市計画局として考えておられるかどうか、まずそれをお伺いします。

○川崎会長 地区内の交通移動手段について何か考えておられることということですが、いかがでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。今いただきました御意見、大変重要な御指摘かと考えております。

今回都市計画の見直しをさせていただくわけですが、この見直しによってももちろん今後のまちづくりを進めていくのに、これからの取組が非常に大事かというふうに思います。

今おっしゃった交通の問題につきましても、御指摘いただきましたように、西側に近鉄の駅があり、中を周遊する近鉄の路線バスがございしますが、それについても非常に課題はあるかなというふうに考えておりますが、今後の部分につきましては、検討していくべき重要な課題と認識しております。ということで以上でございます。

○川崎会長 お願いします。

○**椋田委員** ですからね、やはり今ここに書いてあるように高齢者や障害者との待遇改善と違って、やはり衣食住を基本的に直していかないと、食は仕事の職でなく食べることに、買い物に行けなかったら食べられない、当然今は宅配もあったりネットショッピングもあったりしていますけども、基本的にはやはり移動手段を確保する、この近鉄バスでも電動車椅子御利用の方は、はっきり言って、乗れませんよね。

だから、乗れるようなものを今国交省が推進しているんですよ。そういうようなものをしっかり視野に入れて、まちづくり全体として、こういうことを促進するならば考えていっていただきたいと強く求めています。

もう一点は、やはり小中一貫校創設による教育環境の魅力向上のことも今、質疑の中でありました。秀蓮ができて、私が教育福祉委員長のときに開校になって、開校で寄せていただきましたけれども、本当に立派な学校です。やはり学校が魅力的になると、新しい人が住みにきます。私の地元の南区では凌風学園ができて人口が増えました。やはり学校というのは大切ですね。

ですから、そういうもう第一歩は出来上がっているんで、あとはやはり中古住宅をどうリノベーションして使っていくかが、課題の克服です。これはずっと近年議会で議論されていますけど、若い人が京都市内に住もうと思っても高くて買えない。だから何とかせなあかん、空き家もたくさんある、ここだけと違って。

だから、住宅ローンを地元金融機関としっかり話し合って新築住宅は長いローンが組めるけども、中古住宅は長いローンが組めないからということでいろいろやっているわけですよ。そういう中で、やはりもっと魅力発信をすべきだと思います。

今後のこういうまちにしたいというのを、先ほど申し上げたグリスロも含めて、年をとってからも住めますよ、ハンディキャップがあっても住めますよという魅力を発信していただきたい。でないと、いつまでたってもニュータウンがオールドタウンになったまま復活できないと思います。

ですから、表現の問題を最後に指摘しておきますけれど、一番下、市内や大阪への交通至便性とあります。ここ市内でしょう。京都市中心部って書かないと、向島は京都市内でしょう。こんなことを公が資料をつくるときに書いていたらあかん、

ですから中心部への至便性と書かないといけない。

そういうことも含めて、今後こういう、いうならば数字的な見直しだけでなく、総合的なまちづくりの計画をしっかりとつくっていただきたい。お願いしておきます。以上です。

○川崎会長 ありがとうございます。大変貴重なまちづくりへの積極的なポジティブな御意見を御提案いただいたと思います。

グリーンスローモビリティという次世代型の地区内モビリティをどうするかということ、この辺りは御専門の山田先生、ちょっともし御存じでしたら、すみません、急な振りで申し訳ない。

何か東北かどこかでやっているものがありますよね。

○山田委員 そうですね、国交省の方もおられるから私が言うのもあれですけど、そういう新しいモビリティの一環としてやられているシステムということでして、大変面白くて、今の委員の御推薦はそのとおりで、もしそういうのが実現するなら大変面白いなと思って聞かせていただいたんですけれど。

ちょっと余談になりますけれど、こういう新しいモビリティのときに一つ課題があって、導入時は行政からの補助で何とかなるのですが、その後の継続的な運営でちょっと赤字が出るとか、あるいはちゃんとビジネスモデルが組めていないとか、そういうことがありますので、その新しいモビリティをもしこの向島で導入することでしたら、中長期的な採算性というのも冷静に考えてやらないと、話題だけに終わるということも十分考えられますので、その辺は慎重にというふうに思っている次第です。

○川崎会長 どうもありがとうございます。

○椋田委員 実は、グリスロを何で知ったかという、従前産業観光局の観光MICEにおられた方が東京の国交省に帰って、今東京大学の先生をしておられます。この方が今推進して全国回っておられるんですよ。

この前も日光市が取り上げられました。その場合、私鉄が運営しています。駅と観光地をどう結ぶか。日光というのは道が狭い、だから路線バスだと通りにくいところもあるというロケーション的な考え方で。

今現在向島には近鉄バスが走っています。京都市が全部するのではなく、しっかり民間の交通事業者と連携すること、今先生おっしゃったことが課題として挙げられているんです。最初は行政の支援があっても、後から経営について課題が残ることを国交省は示しているんですよ、はっきり言って。

だから、一緒に考えていくということが大事です。まずはこういうものを提案するということですね。グリスロを知らない人がいっぱいいるんですね。色々な車両があるんですよ。ゴルフ場のカートぐらいから15人乗りまであるわけです。それに車椅子のリフトがついているんですよ。スピードは出ないけれども、やっぱりみんなが使えるということで、まだ使っているところは少ないですから、ある意味魅力につながるんじゃないかなと思ったので、提案させていただいた次第でございます。

○川崎会長 はい、どうも貴重な御提案ありがとうございました。ほかいかがでしょうか、御意見ございませんでしょうか。

それでは、議論が出尽くしたようでございますので、ただいまの計議324号議案から327号議案につきまして、議案ごとに議決をいたします。

それでは、まず324号議案につきまして原案どおり承認することに御異議はございませんでしょうか。御異議のある方がございましたら挙手をお願いいたします。

(挙手する者あり)

○川崎会長 それでは、御異議がある方がおられるということでございます。

それでは、計議324号議案につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。では、人数を数えていただきます。

(挙手多数)

○川崎会長 手をお下げください。ありがとうございました。

それでは、出席者23名のうちの賛成が20名ということであり、過半数を超えましたので324号議案につきましては、賛成多数をもちまして原案どおり可決をさせていただきますと思います。よろしくお願いします。

それでは次に、計議325号議案につきまして、原案どおり承認することに御異議はございませんでしょうか。御異議のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手する者あり)

○川崎会長 ありがとうございます。

それでは、御異議があるということでございますので、３２５号議案につきましては、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○川崎会長 ありがとうございます。それでは、手をお下げください。

出席者２３名のうちの賛成の委員は２０名でございますので、過半数となりました。したがって、計議第３２５号議案につきましては、賛成多数をもちまして原案どおり可決をいたします。

それでは次に、計議３２６号議案につきまして、原案どおり承認することに御異議はございませんでしょうか。御異議のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、御異議はございませんでした。皆さん賛成でございますので、原案どおり可決をいたします。

それでは最後に、計議３２７号議案につきまして、原案どおり承認することに御異議はございませんでしょうか。御異議のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手する者あり)

○川崎会長 ありがとうございます。

異議ありという委員の方々がおられますので、それでは、３２７号議案につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○川崎会長 ありがとうございます。手をお下げください。

出席者２３名のうちの議案に賛成である委員が２０名ございましたので、過半数となりました。したがって、計議３２７号議案につきましては、賛成多数をもちまして原案どおり可決をいたします。

それでは、以上で議案の審議は終了いたしました。